



2020年2月14日

各位

会社名 ユニデンホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役会長 藤本 秀朗  
(コード番号 6815 東証第1部)  
問合せ先 財務経理部 金城 一樹  
(TEL : 03-5543-2812)

2020年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書

2020年3月期第3四半期報告書（自2019年10月1日至2019年12月31日）

2. 延長前の提出期限

2020年2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2020年3月16日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社である Uniden America Corporation（以下、Uniden America）におきまして、現地監査人である BDO USA, LLP（以下、BDO USA）による2020年3月期第3四半期のレビュー手続の過程で、不適切な会計処理が疑われる事象が判明し、調査及び BDO USA による追加的監査手続が必要となりました。

#### 事象：

- ① 2018年11月から2019年3月までの期間に、Uniden America と特定の間屋との間で、基本契約とは異なる任意の契約が締結されておりました。

当該取引では、間屋が販売先の顧客から販売代金を回収した後に Uniden America へ売掛金を支払うという口頭による合意のもとに出荷し、約1億3,000万円の売上を計上

しておりました。約1億3,000万円の売掛金のうち、約6,500万円は2019年12月までに回収しておりましたが、社内にて回収リスクを評価・検討し、問屋との交渉の結果、2020年1月に残代金の一部及び売掛金の残高に相当する製品を回収しましたので、当該取引による売掛金は現時点では存在していません。

BDO USAは、当該四半期のレビュー手続の過程において、本取引の経緯及び当社の最終的な製品回収を含めた債権回収対応に関する当社からの説明聴取等を勘案しつつも、本取引に関しては当社が採用する出荷基準とは異なる収益認識基準（回収リスクが高い条件にて販売を行った場合は、出荷時ではなく入金時に売上を計上すべきあるとする基準）を採用すべきではなかったかと指摘し、売上の計上時期の検証及び範囲・金額の特定、同様の取引の有無の確認を行う必要があると当社に伝達しました。

- ② 2020年1月に出荷された約9,000万円分の製品売上高が、当該四半期に計上されておりました。当該未出荷売上については当社の採用する会計基準に違反するため、Uniden Americaの財務経理責任者が発見し、決算書類作成を完了させ、必要書類の提出とともに経緯をBDO USAに報告しました。

三優監査法人及びBDO USAは、同様の行為が以前にも行われていた可能性を疑い、他にも行われていないことの証明と、当該取引の範囲・金額の特定が必要との判断により、第三者機関の会計事務所のBaker Tilly International及び法律事務所のThe Volkov Law Groupによる調査を実施しております。

このような状況に鑑み、四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長に関する承認申請書が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ皆様には、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上